

児童虐待防止アクションプラン(2021~2025) 令和3年度実績

資料No. 2-3

1 虐待の発生を予防する

(1) 周知と啓発

取組内容	取組主体	指標			具体的な活動内容
		報告団体	令和3年度実績		
① 児童虐待防止リーフレットの作成配布 児童虐待の防止について県民の関心を高めるとともに、児童虐待の実態や児童に及ぼす影響、通告義務などについて周知するため、リーフレットを作成し、配布する。	県本庁	県本庁	児童虐待防止月間等での配布部数	17,000 部	・児童虐待の種別、通告の義務、通告先一覧（市町村担当部署、児童相談所） ・オレンジリボンキャンペーン街頭配布等
② 体罰禁止を含めた県民等への虐待防止講座及び啓発活動の実施 体罰やしつけと称した児童虐待の禁止が法定化されたことを踏まえ、児童虐待防止についての県民向けの講座等を開催するとともに、日常的に啓発活動を実施する。	広域振興局 市町村	広域振興局 市町村	県民向け講座等の開催数	56 回	・教育事務所と共催で「子育て支援ネットワーク研修会」を開催
③ オレンジリボン・キャンペーン（児童虐待防止の普及啓発）の実施 児童虐待防止推進月間（11月）を中心に、女性に対する暴力をなくす運動「パープルリボンキャンペーン」と連動し、関係機関や団体が一体となった集中的な啓発活動を実施するとともに、講演会やシンポジウム等を開催する。	県本庁 児童相談所 広域振興局 市町村 民間団体	県本庁	講演会等参加者数	292 人	・ヤングケアラーセミナー ・街頭活動（チラシ配布等） ・パネル展示（DV防止）
		児童相談所 広域振興局 市町村	活動実施回数	55 回	
④ マスメディアやインターネットを活用した啓発活動 各種広報媒体やホームページ等による児童虐待防止や子育て支援等に関する情報提供、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）や相談窓口を周知する。	県本庁 広域振興局 市町村	県本庁 広域振興局 市町村	広報実施回数	95 回	・いわてグラフ ・バス・鉄道・新聞広告 ・市町村広報誌
⑤ 児童に対する人権教育の強化 子ども自身が子どもの人権について理解し、自尊意識を高めるため、学校等における人権教育を実施する。	県教育委員会 市町村教育委員会 学校 民間団体	県教育委員会 市町村教育委員会	学校における人権教育の実施率（実施校/学校数）	97.2% %	実施校数：423校 対象学校数：435校 ・人権作文等の取組 ・SNS等の適正利用について
⑥ 県民等への児童の権利に関する啓発活動の実施 県民全体の児童の権利に関する理解を深めるため、広報や講座等を実施する。	県本庁 広域振興局 市町村 学校 民間団体	県本庁 広域振興局 市町村	研修等実施回数	60 回	・スクールソーシャルワーカー研修 ・民生委員児童委員研修会 など ・教育事務所と共催で「子育て支援ネットワーク研修会」を開催
⑦ 児童虐待の実態と要因把握 ・県及び市町村の虐待相談（統計データ等）の現状分析等により児童虐待の実態と発生要因を把握する。 ・児童虐待による死亡・重大事案について検証する。	県本庁 児童相談所 市町村	児童相談所 市町村	児童虐待通告受付件数	2,564 件	・通告受付 児相：1,755件 市町村：809件 ・相談対応 児相：1,709件 市町村：851件
		児童相談所 市町村	児童虐待相談対応件数	2,560 件	
		県本庁	死亡・重大案件検証の実施回数	0 回	・検証事案がなかった

(2)母子保健活動の充実

取組内容	取組主体	報告団体	指標			具体的な活動内容
			令和3年度実績			
① 総合的な相談支援機能の充実 妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、総合的な相談支援を提供する窓口を設置するとともに、機能を充実させる。	市町村	市町村	子育て世代包括支援センターの設置状況	28	市町村	妊娠届、母子健康手帳交付時の面接、電話やメール相談、来所や家庭訪問による相談支援など、要支援者の早期把握によるリスク軽減に努めている。
② 思春期健康教育等の実施 若年出産のリスク、性感染症の胎児への影響、デートDV、望まない妊娠等についての出前講座等を実施する。	市町村 保健所	市町村 保健所	出前講座等実施回数	200	回	・学校における「いのちの大切さ」をテーマとした講演会
③ 中、高校生の乳児ふれあい体験の充実 子どもや家庭の大切さについて理解を深めるため、中・高校生を対象とした乳児とのふれあい体験を実施する。	市町村	市町村	ふれあい体験の実施回数	68	回	・乳幼児健診でのふれあい体験
④ 女性のための健康相談の充実 女性健康支援センター（保健所）において、妊娠、出産についての身体的、精神的な悩みを有する女性のための相談（妊産婦のメンタルヘルス、望まない妊娠、避妊など）を実施する。	保健所 市町村 県本庁	保健所 市町村	妊娠等に関する相談件数	3,453	件	・保健師、助産師による電話相談の実施（ママの安心テレフォンなど）
⑤ 妊産婦・乳幼児健診未受診者対策の充実 妊娠の届出、妊産婦や乳幼児の健康診査の受診を推進し、未受診者に対して受診勧奨等の指導を実施するほか、必要に応じて特定妊婦又は要支援児童として要保護児童対策地域協議会に登録する等、より積極的な支援を行う。	市町村	市町村	妊婦健診未受診者数	15	人	・未届の場合など、妊婦の把握が難しいところもあるが、医療機関と連携し、未受診者を「特定妊婦」として要対協に登録し、受診勧奨・支援を実施。 ・仕事の都合などで乳幼児健診の未受診・受診遅れがみられるが、電話や家庭訪問等により受診勧奨を実施。
			〃 面接指導件数	15	件	
			〃 電話指導件数	15	件	
			〃 未受診者指導率	100	%	
			〃 要対協への登録件数	7	件	
			乳幼児健診未受診者数	567	人	
			〃 面接指導件数	72	件	
			〃 電話指導件数	320	件	
			〃 未受診者指導率	87.6	%	
〃 要対協への登録件数	14	件				
⑥ 両親・母親学級の充実 ・妊娠、出産、育児等についての健康教育、相談活動のほか、児童虐待予防に係る内容を含めた研修・交流会を実施する。 ・研修等を通してSBS（乳幼児揺さぶられ症候群）、AHT（虐待による乳幼児頭部外傷）の予防について周知する。	市町村 医療機関	市町村	母親学級等の実施回数	103	回	・コロナ禍で集団指導が困難であったが、むしろ個別指導の対応により、個々の状況に合わせた支援につながれた。 ・医師を講師に迎え、エコーを活用した相談ができ、妊婦や家族の安心につながっている。
			父親学級等の実施回数	1	回	
			両親学級等の実施回数	166	回	
			合計	270	回	
			医療機関等の利用	44	件	
⑦ 父親や祖父母など家族全体での育児参加の促進 育児ハンドブックの配布等により家族全体での育児参加への意識啓発を行う。	県本庁 市町村	県本庁 市町村	ハンドブック等啓発物配布数	6,261	部	・「はじめてばこ」 ・リーフレット等の配布 ・母子健康手帳の交付時に「父親健康手帳」を配布

(3)子育て家庭への支援の充実

取組内容	取組主体	報告団体	指標		具体的な活動内容	
			令和3年度実績			
① 子育て支援情報や相談機能の充実 ・ ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し、情報提供や相談機能の充実を図る。 ・ 子育てサポートセンターなど、親子が気軽に利用できる場の提供や相談対応、子育て支援の人材育成の充実を図る。	県本庁 市町村 県教育委員会	県本庁	いわて子育てiらんどホームページ閲覧件数	-	件	・ ホームページについて、令和3年度末に開設したため今回は実績なし ・ すこやかダイヤルの相談件数が年々増加傾向にある ・ サポートセンター主催研修 ・ 保育所・こども園等における研修 ・ 家庭教育・子育て支援関係者向け研修会
			子育てサポートセンターにおける相談件数	132	件	
		市町村	子育て支援センターにおける相談件数	9,335	件	
		県教育委員会	すこやかメール相談の相談件数	231	件	
			すこやかダイヤルの相談件数	905	件	
県本庁 市町村 県教育委員会	研修会等の開催回数	801	回			
② 相談支援拠点の設置 支援を必要とする子どもや家庭に対して、切れ目のない総合的な相談支援を実施する。	市町村	市町村	子ども家庭総合支援拠点の設置状況	6	市町村	・ 専門職の確保が困難 ・ 未設置であるが、既設の子育て世代包括支援センターとの連携により対応している
③ 訪問支援事業（養育支援訪問事業・子育てヘルパー等）の充実 養育支援が特に必要な家庭を訪問し、指導助言等を実施するとともに、母子保健と児童福祉の担当部署、要保護児童地域対策協議会との連絡調整による支援の進行管理を実施する。	市町村	市町村	養育支援訪問事業の実施件数	2,109	件	・ 保健師、助産師に加え、家庭児童相談員も訪問している ・ 社会福祉士による訪問
			他の訪問事業の実施件数	1,151	件	
			合計	3,260	件	
			（うち、ヘルパー派遣件数）	404	件	
④ 預かり支援（一時保育、病児保育、ショートステイ、トワイライトステイ）の実施 病気、仕事などで養育が難しい場合、身近なところで気軽に子どもを預けられる体制整備を進める。	市町村	市町村	一時保育の実施	28	市町村	・ 近隣に入所型の児童福祉施設がなく、事業を実施していない。
			病児保育の実施	16	市町村	
			病後児保育の実施	16	市町村	
			ショートステイの実施	15	市町村	
			トワイライトステイの実施	15	市町村	
⑤ 貧困状態にある子どもの実態把握と関係機関との情報共有 ・ 経済的に生活が困難な子どもの状況を把握し、関係機関との連携により、子どもの健全育成を図る。 ・ 本来大人が担うような家事や家族介護等を行っているヤングケアラーの実態を把握し、関係機関と情報共有を図るとともに、必要な支援につなげることにより子どもの権利擁護を図る。	市町村	市町村	児童が含まれる要保護世帯数	519	世帯	※準要保護世帯：2市が把握できず ・ 12市町村が回答困難等と報告 ・ 介護や障がい福祉担当部署で世帯状況（子どもの存否）が把握できていない ・ 世帯分離等による把握漏れがある ・ ヤングケアラーについて追加調査を実施（資料No. 4-1）
			準要保護世帯数	5,506	世帯	
			ひとり親世帯数（母子）	8,873	世帯	
			（父子）	931	世帯	
			合計	9,804	世帯	
			児童が含まれる家族介護等世帯数	4,262	世帯	
			上記世帯の児童数	6,103	人	
			要対協で対応している要支援、要保護児童のうち、ヤングケアラーであると思われる数	39	人	

⑥ 病気や障がいなど特別な配慮を要する子どもの実態把握と関係機関との情報共有 病気や障がいにより特別な配慮を要する子どもの状況を把握し、関係機関との連携により、必要な養育支援と子どもの健全育成を図る。	市町村	市町村	要支援児童のうち、特別な配慮を要する児童数	111	人	・発達障がいがあり、服薬や児童精神科へ定期通院している
			要保護児童のうち、特別な配慮を要する児童数	156	人	
⑦ 地域子育て支援拠点事業の拡充 地域子育て支援センター等の活動の充実を図るとともに、職員研修等を実施する。	市町村 (広域振興局)	市町村	支援拠点設置数	86	か所	・社会福祉法人（保育所等）に事業委託 ・感染防止対策のため、サロンや園開放などが実施できなかった。 ・要対協に参加してもらい、情報共有を図っている。
⑧ 子育てサークル、母親クラブ、NPOの育成・支援 子育てサークルや子育て支援団体等の活動の充実を図るため、情報提供や団体の育成などを支援する。	市町村 広域振興局	市町村	活動団体数	147	団体	・サークル開催時に、保育士や栄養士を派遣してレクチャーを実施
⑨ 民生委員等における地域見守り活動等の充実 地域での見守りや身近な相談窓口として、民生委員・児童委員、主任児童委員、子育て支援コーディネーターなどによる活動を支援する。	市町村	市町村	子育てサロン等の実施状況 (主催)	616	回	・主催・委託等により17市町村が実施 ・主任児童委員が中心となり、子育てサロンを開催。 ・新型コロナの感染防止対策のため、開催が難しかった。 ・サロンの開催はないが、登下校時の見守り活動など、地域での取り組みを進めている。
			子育てサロン等の実施状況 (支援)	286	回	
⑩ 東日本大震災津波の被災体験等に配慮した相談支援の推進 東日本大震災津波により被災した子どもや家庭への支援に加え、心身の不調、家族関係の不和等の背景に、被災体験や虐待被害等のトラウマ体験がある可能性へ配慮したケア（トラウマインフォームドケア）の実施を進める。	市町村 児童相談所 広域振興局 学校 教育委員会 民間団体	県本庁 市町村（市町村教育委員会） 児童相談所 県教育委員会	震災やトラウマに関する研修や情報提供の件数	710	回	・いわてこどもケアセンター研修会 ・教育研究所公開講座として開催 ・「心のサポート」教員研修

2 虐待を早期に発見する

(1) 地域における早期発見、見守り体制の充実

取組内容	取組主体	報告団体	指標		具体的な活動内容
			令和3年度実績		
① 県民による早期発見と通告 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、児童福祉法第25条第1項及び児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に基づき通告する。	県民	児童相談所 市町村	児相、市町村で受付けた児童虐待通告件数 ※1(1)⑦の再掲	2,564 件	・調査の結果、虐待と確認されたもの ※ 虐待の疑いがあるとして通告があった件数は3,138件 児相：1,877件 市町村：1,261件
② 民生委員・児童委員、主任児童委員、保健推進委員等の連携及び対応力の強化 民生委員児童委員協議会等を活用した研修や情報共有等を行い、児童虐待防止に係る対応力や委員間の連携強化を図る。	市町村 広域振興局 (県本庁)	市町村	情報共有した件数	338 件	・個別ケース検討会議へ参加を要請し、情報共有を行った。
		市町村 広域振興局	研修の実施回数	81 回	
③ 要支援児童、特定妊婦の早期把握と要保護児童対策地域協議会への登録 虐待リスクが高い家庭を早期に把握し、主任児童委員等の見守り活動を行うと共に、要保護児童対策地域協議会を積極的に活用し、早期に必要な支援を実施する。	市町村	市町村	家庭訪問等を実施した要支援世帯数	963 件	・健診や予防接種時の面接を活用 ・保育所・こども園や小中学校を定期訪問し、情報収集している。
			家庭訪問等を実施した特定妊婦数	253 件	
			要対協へ登録した要支援児童数	851 件	
			要対協へ登録した特定妊婦数	220 件	
④ 市町村内部における連携の促進 税滞納が続くなど、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、要保護児童対策地域協議会への情報提供により必要な支援へつなげられるよう市町村内部の連携を促進する。	市町村	市町村	市町村内部の連携	25 市町村	・連絡会議等の設置はないが、適宜情報共有を行っている。
⑤ ライフライン関係機関との連携 料金滞納やライフラインの休停止など、生計や家庭生活が懸念される世帯に児童が含まれている場合、ライフライン関係機関からの情報提供により必要な支援につなげられるよう連携を促進する。	市町村 ライフライン関係機関	市町村	ライフライン関係機関との連携	22 市町村	・水道担当とは適宜連携できているが、電気やガス等の民間機関との連携が困難
⑥ 民間団体・企業等との連携 子ども食堂など地域の民間団体・企業と連携し、スタッフへの児童虐待防止の啓発や、利用児童・家庭で心配な情報を共有する。	市町村	市町村	連携した団体企業数	25 件	・フードバンク、社会福祉協議会（生活困窮）、子ども食堂と情報交換を行っている。
⑦ 防犯ボランティアとの連携 少年警察ボランティア等の防犯ボランティアを対象に児童虐待防止意識の高揚を図り、地域での見守りや通告の体制を整備する。	警察本部 (市町村)	警察本部	チラシ配布や研修等の実施回数	10 回	・防犯ボランティア 延べ227名 ・研修会、地区懇談会における周知等

(2) 学校、医療機関、施設等における早期発見

取組内容	取組主体	報告団体	指標			具体的な活動内容
			令和3年度実績			
① 学校等関係者に対する研修等の充実・早期発見体制の確立 学校等関係者を対象とした児童虐待に関する研修や会議での情報提供等を実施するとともに、学校への資料や情報の提供による学校単位での取組を支援する。	県教育委員会 市町村教育委員会 学校	県教育委員会 市町村教育委員会	研修の実施回数 20 回	会議や通知等による情報提供回数 145 回	・教育委員会主催研修 ・生徒指導連絡協議会、指導主事会議等 ・文科省作成の手引き・教材等の周知	
② 医療関係者に対する研修等の充実、児童虐待通告への取組の強化 医療関係者を対象とした研修や会議での情報提供等により、医療機関等における児童虐待通告への取組を促進する。	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会 医療機関	県本庁 医師会 歯科医師会 看護協会 助産師会	研修の実施回数 14 回		・ヤングケアラー研修 ・里親、養子縁組に関する研修 ・養成校の学生への周知 ・会員研修プログラムに児童虐待に関する科目を設定 ・役員会等での情報共有、会員への周知	
③ 保育施設等の職員に対する研修等の充実 保育所、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設、児童館、放課後児童クラブの職員等を対象とした、事例検討や演習を含めた研修の実施により児童虐待対応の資質向上を図る。	県本庁 市町村	県本庁 市町村	研修の実施回数 23 回		・市町村主催研修 ・園長会等での情報提供 ・指導監査（集団指導）	
④ 配偶者暴力相談支援関係者に対する研修の充実、市町村・児童相談所との連携強化 配偶者暴力相談支援に従事する職員等を対象とした研修や会議における情報提供等により、DVと児童虐待の関連について理解を深めるとともに、関係機関との連携による支援の充実を図る。	県本庁 児童相談所 婦人相談所	県本庁	研修の実施回数 1 回		・いわて男女共同参画サポーター養成講座	
⑤ 民間相談機関との連携の充実 NPO、児童家庭支援センター等の民間相談機関との連絡会議を開催し、情報交換と連携促進を図る。	児童相談所 関係団体	児童相談所	連絡会議の開催回数 14 回		・児童家庭支援センター ・若者サポートステーション ・社会的養護自立支援事業	

3 虐待の相談機能と対応を充実させる

(1) 機関連携及び体制整備

取組内容	取組主体	指標			具体的な活動内容	
		報告団体	令和3年度実績			
① 学校・教育委員会との連携強化 個別ケース検討会議や日々の情報交換により、児童虐待対応や要保護・要支援児童の情報共有を図る等、連携を強化する。	児童相談所 市町村 市町村教育委員会	児童相談所 市町村 市町村教育委員会	個別ケース検討会議連絡会議等の実施回数	1,288	回	・虐待リスクのチェックリストを活用し、関係者で情報共有を図っている。 ・会議形式だけでなく、在籍校等へ定期的に状況報告をお願いしている。
② 警察との連携強化 連絡会議や現場対応訓練等を通じ、連携を強化する。	児童相談所 警察	児童相談所 警察本部	連絡会議の実施、現場対応訓練等の実施	46	回	・新型コロナウイルス感染対策、業務継続計画の発動のため、合同訓練の開催を見合わせ ・家庭訪問への同行依頼・支援要請 ・加害親指導の連携
			相互連絡票の発出件数	66	件	
			転居連絡票の発出件数	41	件	
③ 捜査機関との連携強化 適時の対応協議により、児童の保護や支援、協同面接等が円滑に実施できるよう、連携を強化する。	児童相談所 警察 検察庁	児童相談所	協同面接対応協議の実施状況	26	件	・通告対応時のアセスメントを踏まえ、警察と協議。必要に応じて検察も含めた三者合同面接を実施。
④ 司法機関との連携強化 連絡会議等を通じ、連携を強化する。	児童相談所 家庭裁判所	児童相談所	連絡会議等の開催回数	8	回	・各種会議は書面開催 ・一時保護延長、施設入所承認の申立て等の協議
⑤ 医療・歯科医療機関との連携強化 子どもや保護者の状況把握や治療環境の調整、虐待被害のケアを充実させるための連携強化を図る。	児童相談所 市町村	児童相談所 市町村	主治医訪問の回数	804	回	・同行受診等を含む ・入退院時の病院カンファレンス（支援会議）に参加している。
			支援会議等への参加回数	177	回	
⑥ 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	児童相談所 市町村	児童相談所 市町村	配偶者暴力相談支援センター等との連携件数	68	件	・同伴児童の支援における連携 ・児相ケースのうち、DVが疑われる未相談ケースのつなぎ
⑦ 転居やケース移管・ケース送致時の確実な引継ぎ 支援が必要な家庭が転居した際に切れ目のない支援を実施する。	児童相談所 市町村	児童相談所 市町村	転出による引継ぎ件数	125	件	・漏れがないよう、書面、必要に応じて対面により引継ぎを実施。 ・児相のケース移管と併せ、市町村要対協もケース移管が行われるよう相互連携を図った。
			転入による引継ぎ件数	117	件	

(2) 市町村の相談機能と対応の充実

取組内容	取組主体	指標			具体的な活動内容	
		報告団体	令和3年度実績			
① 要保護児童対策地域協議会の実効ある活動 「市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアル」を活用し、代表者会議、実務者会議と要対協構成員を対象とする児童虐待対応研修等を実施する。	市町村	市町村	代表者会議の開催回数	26	回	・市町村要保護児童対策地域協議会運営実務マニュアルを活用している ・代表者会議を书面開催とした ・代表者会議において、児相へ児童虐待の現状についての講義をお願いしている。
			実務者会議の開催回数	118	回	
			要保護児童登録数	1,781	件	
			要支援児童登録数	864	件	
			特定妊婦登録数	232	件	
研修開催回数	13	回				
② 個別ケース検討会議の開催 個別ケース検討会議の定期的な開催により、要支援・要保護児童や特定妊婦の状況把握と適切な支援を実施する。	市町村	市町村	個別ケース検討会議の開催回数	879	回	・子育て世代包括支援センターにも参加してもらっている。 ・ケースによっては、定期的に開催するようにしている。
			要対協登録数に占める実施割合	47	%	
③ 専門職員の確保等による相談体制の充実 相談対応が適切に行えるよう職員を配置するとともに、相談受付からの組織的な対応と、児童福祉と母子保健等の関係部署との連携による相談支援を実施する。	市町村	市町村	相談担当職員の数（常勤）	68	人	・小規模自治体では、複数の業務を兼任している場合も
			〃（非常勤）	43	人	
④ 虐待通告後48時間以内の対応による児童の安全確認の徹底 虐待通告から48時間以内に児童の安全確認を行うとともに、とりわけ乳幼児のネグレクトケースについては、保護者面接を実施する。	市町村	市町村	虐待通告から児童の安全確認まで所要時間48時間以内の対応率（含む、乳幼児ネグレクトケースの保護者面接）	100	%	通告受付件数 1,261件（2(1)①再掲） （うち、乳幼児のネグレクト件数 68 件）
⑤ 24時間児童虐待通告受付体制の整備 休日・夜間などの通告受付と緊急時に児童相談所や警察等への連絡など、関係機関と連携して対応できるよう体制を整備する。	市町村	市町村	休日夜間対応の実施状況	28	市町村	・宿日直者から担当課長（担当職員）への連絡 ・連絡網の作成
⑥ DV相談担当・相談支援機関との連携強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	市町村	市町村	DV関連の児童虐待通告対応件数	148	件	・婦人相談員と連携した相談支援 ・児童虐待通告時に、DVの可能性についても評価し、適宜連携を図るようにしている。
⑦ 職員の研修受講による対応力の向上 市町村の相談対応機能の充実のため、担当職員に児童虐待対応研修や要保護児童対策地域協議会調整担当者研修等を受講させる。	市町村	市町村	研修の受講回数	119	回	・県要対協研修会 ・児童相談所主催研修

(3) 児童相談所の相談機能と対応の充実

取組内容	取組主体	指標			具体的な活動内容	
		報告団体	令和3年度実績			
① 専門職員の拡充等による児童相談所の体制強化 児童虐待対応件数の増加に対応するため、児童福祉司、児童心理司等専門職員の計画的な増員を進める。	県本庁 児童相談所	県本庁	児童福祉司の配置数	54	人	・国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に基づいた計画的な増員
			児童心理司の配置数	22	人	
② 専門的な対応機能の充実 弁護士、精神科医師等からの助言体制の充実、児童相談所職員のスーパーバイザー研修への派遣などにより、対応困難ケース等の専門的な相談対応を充実させる。	児童相談所	児童相談所	弁護士への相談回数	52	回	・県内3児相に弁護士・精神科医を非常勤配置し、法的対応や医学診断の実施のほか、日々の業務への助言をいただいている。
			精神科医師等への相談回数	32	回	
県本庁	スーパーバイザー研修派遣者数	7	人			
③ 虐待通告後48時間以内の安全確認と必要に応じた法的対応の実施 虐待通告から48時間以内に児童の安全確認を行うとともに、立入調査、臨検・捜索等への対応体制を整備する。	児童相談所	児童相談所	虐待通告から児童の安全確認まで所要時間48時間以内の対応率	99.6	%	通告受付件数 1,877 件 (2 (1) ①再掲) ・泣き声通告等で対象世帯が特定できないものがあつた ・もともと「ひきこもり」状態で、児童の直接目視に時間を要した
④ 市町村との連携 市町村との日常的な情報共有、個別ケース検討会議への参加、市町村が実施する子育て支援事業等の利用調整など、児童相談所が主担当となっているケースの市町村との連携を強化する。	児童相談所	児童相談所	(児相ケースの) 個別ケース検討会議実施参加回数	400	回	・日常的に情報共有等に努めた。 ・児相ケースへ市町村職員が同行訪問
⑤ 市町村、要保護児童対策地域協議会への支援 市町村への巡回支援、個別ケース検討会議への参加等により市町村との連携や支援を強化する。	児童相談所	児童相談所	市町村への巡回支援回数	600	回	・地区担当児童福祉司による定期巡回 ・市町村主管ケースへの対応助言
			(児相ケース以外の) 個別ケース検討会議参加回数	339	回	
⑥ 24時間児童虐待通告及び相談への対応 休日、夜間も含め、児童虐待通告の受付と相談へ対応する。	児童相談所	児童相談所	休日、夜間における児童虐待相談件数	733		・当番制を組み、初期調査や緊急保護に対応
⑦ 配偶者暴力相談支援センター等との連携強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、児童虐待の背景にDVがあるケースがあることに留意し、DVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	児童相談所	児童相談所	配偶者暴力相談支援センター等との連携件数	188	件	・面前DVによる心理的虐待通告のケースで被害親への支援のつなぎ ・同伴児童への支援における連携
⑧ 職員の研修受講による対応力の向上 管理者、専門職員の資質向上を図るため、全国研修等を積極的に受講する。	児童相談所	児童相談所	研修の受講者数	56	人	・所長、児童福祉司、スーパーバイザー義務研修への派遣 ・子どもの虹、子ども虐待防止学会など
⑨ 関係機関職員の研修受講による対応力の向上に向けた支援 児童相談所が持つ専門性を生かし、関係機関の職員の対応力向上を目的とした研修を実施するとともに、講師を派遣する。	児童相談所	児童相談所	児相主催研修の受講者数	74	人	・コミュニティプロテクト研修、市町村担当者研修の主催 ・保育所、民児協等への講師派遣
			講師派遣の実施回数	33	回	

(4) 広域振興局の地域支援・DV相談対応の充実

取組内容	取組主体	指標			具体的な活動内容
		報告団体	令和3年度実績		
① 市町村児童家庭相談への支援 職員の研修受講の機会を確保するとともに、要保護児童の情報交換等の実施、市町村の個別ケース検討会議での助言、児童家庭相談援助関係者等に対する研修開催等により市町村を支援する。	広域振興局	広域振興局	情報交換等の実施回数	302 回	・要対協実務者会議に定例出席 ・ひとり親家庭やDVが複合しているケースへの対応
			市町村個別ケース検討会議への参加回数	57 回	
② DV相談の充実と関係機関連携の強化 児童虐待とDVとの関連が指摘されていることから、子どもがいる世帯におけるDVの情報共有や連携した相談支援を実施する。	広域振興局	広域振興局	子どもがいる世帯におけるDV関連相談件数	271 件	・被害配偶者への支援とともに、児童相談所と連携した同伴児への支援を実施 ・市町村、児相、警察と連携し、相談支援、保護を実施
③ 民生委員・児童委員、主任児童委員等の活動への支援 民生委員・児童委員、主任児童委員などを対象とした研修等の実施等により活動を支援する。	広域振興局	広域振興局	研修等の実施回数	5 回	・感染防止対策のため、研修は書面開催とした ・ひとり親家庭への対応など、情報共有を図り、適宜助言等を行った

(5) 社会的養育の充実

取組内容	取組主体	指標			具体的な活動内容	
		報告団体	令和3年度実績			
① 児童養護施設等における機能の充実 心理的ケアの充実を図るため、児童養護施設等の入所児童へのカウンセリング、心理療法を実施する。	児童養護施設等	児童養護施設等	カウンセリング、心理療法の実施回数	1,402	回	・心理担当職員による個別面接、心理療法の実施 ・外部心理士による面接 ・発達検査、心理検査の実施
② 家庭的な養育の推進 里親委託、ユニットケア・小規模グループケア、一時里親など、家庭的な養育環境に配慮した養育を推進する	児童相談所 里親 児童養護施設等	児童相談所	里親等委託率	23.3	%	・被災孤児の親族里親を含む (被災以外は21.9%)
			一時里親利用児童数	24	人	
③ 被措置児童等への虐待の防止 「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づいた体制づくり、子どもの権利擁護を強化する。	県本庁 児童相談所 児童福祉施設等を所管する広域振興局 里親 児童養護施設等	児童相談所 児童福祉施設等を所管する広域振興局	助言、指導回数	32	回	・指導監査時に対応状況を確認し、適宜助言を実施
			研修会の実施/受講	7	回	
④ 被措置児童等の権利擁護の取組の充実 一時保護や被措置児童の権利擁護のため、子どもが多様な方法で自分の意見を表明できるよう、意見の聴き取りなどの機会を確保する。	児童相談所 里親 児童養護施設等	児童相談所 児童養護施設等	児童への説明の実施回数	1,137	回	・入所児童自治会。アンケートの実施 ・毎月個別面接を実施 ・子どもの権利ノートの読み合わせ ・安全委員会方式の導入 ・CAPワークショップ
⑤ 児童養護施設等職員の研修の充実 児童養護施設等のケア体制の充実を図るため、基幹的職員(スーパーバイザー)を養成するとともに、入所児童の権利擁護や処遇の充実に向け、施設等職員への研修を実施する。	県本庁 児童相談所 児童養護施設等	県本庁 児童相談所	児童養護施設等職員への研修の実施回数	4	回	・外部の専門家からのスーパービジョン ・研修計画に基づく派遣 ・県社協主催研修 ・基幹的職員研修：全国研修へ派遣
		児童養護施設等	職員の研修受講	213	回	
		県本庁	基幹的職員養成研修等の受講者数	3	人	
⑥ 里親制度の普及・啓発 家庭的な養育環境の充実のため、リーフレットの配布や説明会の開催等により、里親制度の普及啓発を実施する。	県本庁 児童相談所 里親会 広域振興局	県本庁 児童相談所 里親会 広域振興局	普及啓発の実施回数	67	回	・里親マンガの作成 ・パネル展、制度説明会の開催 ・感染防止対策のため街頭活動ができず、商業施設を訪問しリーフレット配架依頼
⑦ 里親養育支援の充実 里親への訪問による支援等を行うための体制整備や、里親の資質向上を図るための研修の実施のほか、委託児童への必要な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会への登録等を促進する。	県本庁 児童相談所 児童養護施設等 市町村	市町村	里親委託児童の要対協への登録件数	44	件	・里親委託推進員を福祉総合相談センターへ2名配置 ・里親支援専門相談員は、県内全ての乳児院・児童養護施設に配置
			里親受託児童の要対協への登録件数	11	件	
		児童相談所	基礎登録前研修	18	回	
			委託里親を対象とした研修	8	回	
			未委託里親を対象とした研修	8	回	
		県本庁	里親委託推進員の配置数	2	人	
			里親支援専門相談員の配置数	8	施設	
専門里親の養成数	1		人			

4 虐待の再発を防止する

(1) 親子分離後の家庭支援

取組内容	取組主体	指標			具体的な活動内容
		報告団体	令和3年度実績		
① 自立支援計画に基づく家族再統合の取組み 家庭支援機能を強化するため、関係機関の役割分担と連携を推進するとともに、家族再統合に向けた取組を強化する。	児童相談所 児童養護施設等 里親	児童相談所	自立支援計画作成数	428 件	・新規施設入所措置時、里親委託時に作成。 ・計画作成を通して支援目標等について施設や里親と認識を共有した。
② 親子に対する支援プログラムの充実 家族統合に向けた指導・支援を推進する。	児童相談所	児童相談所	支援プログラムの実施回数	183 回	・家族統合プランを作成し、計画的に支援を実施 ・DKT（怒鳴らない子育て練習法）の実施 ・児童心理司による親・子どもへの面接
			家族交流実施ケース数	65 件	
③ プログラム終了後のアフターケアの充実 プログラム終了後の経過把握とアフターケアを実施する。	児童相談所	児童相談所	プログラム終了後の児童福祉司指導ケース数	11 件	・定期的な家庭訪問、学校等との情報共有により状況把握と家族再統合の安定に向けた支援
			〃 継続指導ケース数	19 件	
			〃 市町村移管ケース数	0 件	
④ 要保護児童対策地域協議会による支援の継続 ・一時保護、施設措置・里親委託後の継続した支援を実施する。 ・措置児童相談所と委託里親在住市町村との連携を図る。 ・里親委託により受け入れている児童と養育里親への支援を実施する。	市町村 児童相談所	市町村	一時保護件数	227 件	・施設入所措置、里親委託により市町村の関与が途切れるケースがみられる ・障がい児入所施設への入所状況が把握できていない
			里親委託件数	23 件	
			里親受託件数	24 件	
			施設入所件数（措置）	70 件	
			〃（契約）	4 件	

(2) 里親委託・施設入所措置解除後のアフターケアなどの充実

取組内容	取組主体	指標			具体的な活動内容
		報告団体	令和3年度実績		
① 里親委託・施設入所措置解除に向けた移行支援 施設退所・委託解除が予定されている児童・家族に対し、計画的な移行支援を実施する。	市町村 児童相談所 里親 児童養護施設等 民間機関	市町村	対象ケース数	24 件	・措置解除時等、児相の依頼で開催
			個別ケース検討会議（支援会議）開催数	12 回	
② 里親委託・施設入所措置解除後の要保護児童対策地域協議会による支援の継続 施設退所等児童が地域へ戻った際の、家族も含めたアフターケアの実施と、自立に向けた支援を実施する。	市町村 児童相談所 児童養護施設等 （里親）	市町村	措置委託解除児童の要対協への登録件数	14 件	・児相の方針を踏まえて対応 ・解除児童を登録していない場合でも、家庭に残っているきょうだい児が登録されているため、そちらを通じて家族支援を継続している
③ 自立・就労の安定化支援 ・施設退所等児童の自立に資するため、施設退所等児童に対する相談援助や就労支援等を実施する。 ・自立援助ホームによる支援を実施する。	児童養護施設等 （里親） 児童相談所 民間機関	県本庁	支援実施回数	74 回	・NPOもりおかユースポートに事業委託 ・高校卒業後も進路の決定、家庭状況やサービス利用状況に合わせて措置を延長
		児童相談所	措置延長ケース数	24 件	
			自立援助ホーム利用者数	6 人	